- (4) 聖駕 天子の乗った車。皇帝の乗り物。 かる辺りにあった門。三座門というのはアーチが三つある門
- には花火大会が開かれた。 帝が官僚・外藩、上京使節を招宴する場所で上元(一月十五日)(43)山高水長 山高水長という額が掲げられた円明園内の建物。皇
- して用いられる。天鵞絨とも言う。 糸として織り、表面を起毛させたもの。衣服・帽子用の生地と(44)漳絨 福建省漳州を原産とする毛織物。毛糸を経糸、絹糸を緯
- (俗に八枚緞と称する)が用いられるようになった。 る厚手の絹織物。明清時代には緞の紋様が循環型となり、八糸(45)八糸緞 緞子の一種。八枚繻子で模様を織り出した光沢のあ
- (4) 花大荷包 花模様のついた大型の袋物。
- (4) 灯戲 影絵人形劇。影絵芝居。
- (4) 盒子 花火の一種。箱形の仕掛け花火。
- 物)、糖果(あめ)などを入れたことからいう。 果物。あるいは茶菓入れの小箱。よく蜜餞(シロップ漬けの果(50) 菓盒 果盒とも。果物を盛る蓋付きの容器。又、それに盛った
- (51) 元宵 餡入りだんご。旧暦正月十五日の元宵節の日に食す。
- あった。
 の政務の場であり、また外藩や外国の進貢使節の接見場所でもの政務の場であり、また外藩や外国の進貢使節の接見場所でも紫禁城の太和殿を模して造られた宮殿。円明園に滞在中の皇帝(52)正大光明殿 正大光明という額が掲げられた円明園内の建物で、
- (53) 聖安回国 聖安は皇帝の安泰。回国は帰国
- (4) 跪請 ひざまずいて請う。
- (55) 賞費 お祝いの品を下賜する。
- (56)四訳館 会同四訳館とも。外国使節の宿泊・接待施設。清代初

- 政法』第一巻上、二二五~二二六頁)。 現督会同四訳館一人を置き、鴻臚寺少卿を兼務させた(『清国行た。乾隆十三年(一七四八年)に統合して礼部の付属機関とし、のために翰林院に四訳館を設置し、官生に諸外国語を学習させのために翰林院に四訳館に分かれており、外国使臣の接待等のた期には会同館と四訳館に分かれており、外国使臣の接待等のた期には会同館と四訳館に分かれており、外国使臣の接待等のた
- (57) 移付 付文を送ること。
- 格外 常例以外、特別。格別

2-123-09 二年の接貢閉 福建布政使司

咨(嘉慶二十三《一八一八》、五、四)二年の接貢関連事項の処置、詞章の献呈等について知らせる福建布政使司より国王尚灝あて、嘉慶二十一年の進貢・二十

福建等処承宣布政使司、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回せん

が事の為にす。

て朝に入貢せしむ。経に本爵、咨もて両院に転詳し、起送して入天朝に入貢せしむ。経に本爵、咨もて両院に転詳し、起送して入国官毛維憲・正議大夫蔡次九等を遣わし、表章・方物を齎捧して、実に記したるに、本爵は貢典に欽遵し、業に嘉慶二十一年秋に耳(3)

此れが為に特に都通事魏崇仁等を遣わし、海船一隻に坐駕し、前茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥りて接回すべし。京し、聖禧を叩祝せしめられんことを請いて案に在り。

接えて帰国せしめんとす。 京^{[6} 回 を准けたり。 伴を将て例に照らして館駅に安頓し、 みて閩省に詣らしむ。 るに庶からん。 返棹するを准さるれば、 来夏の早沢にて貢使等と同に均しく原船に坐駕せしめ、 上の遠人を懐柔するの至意に仰体せんことを。 あ 使臣毛維憲・蔡次九・王士惇と在閩の存留通事鄭択中等を(第) 相い応に咨達して察照すべし、 皇上の勅書・欽賜の物件を恭迎し、 則ち航海の末員、 仍お祈るらくは、 事務の完竣するを俟ちて、 驚濤の虞を免るるを得 撫両院に転詳し、 等の因あり。 希わくは来船の員 遣発して 併びに 此³⁰れ 皇

又、特に檄もて探護せしめんが事の為にす。

未の に に に せる通事蔡修、 るに称すらく、 留心し探護せしむるの外、 署中軍守備陳登貴の報に拠るに、 孠 護送して虎に進み、 刻に四嶼洋 小に職場 標両営の各沢弁並びに巡(45) 切かに照らすに、 官伴・水梢と同に共に八十九員名は、「8」 面に寄泊 移交して接護して前来せり。 す。 経に定海は 茲に護左営都司張啓明の報に拠る 琉球国の接貢夷船 亭頭汎外委蔡長青の(部) (第) 緝 汧 把総陳忠義 の幫船に分飭して、 隻 +本月十三日 应 内に配 日早 対報に拠 一体 潮

> 理として合に具報すべし、 の虎に進むの日期を将て具報すべし、 小心に防護して省に進ましめ、 を拠けたり。 夷船を防護す。 に到る。 該外委、 此れを拠けたり。 遵いて即ちに兵目を管帯し、 (87) 鎮口沢弁に飭行し、 午の刻に至りて、 等の情あり。 另に報ずるを除くの外、 亭頭怡山江干に到りて抛! 目兵を管帯して船隻に駕坐し、 等の情あり。 船隻に駕坐し、小心に該 転報して職に到る。 本兼署撫部堂 合に夷船 此れ

来せる土産・銀両・雑物及び防船の軍器を会験し、 国せしめんとす。 崇仁等を遣わし、官伴・水梢共に八十九員名を率領し、 て前来す。 に館駅に安挿す。 海関委員希霖布と会同するを経て、 して停泊す。 に坐駕して閩に来たらしめ、 に批するを奉けたるに、 嘉慶二十二年十月二十六日、 合に就ちに清冊を転造して詳送し、伏して察照して具 署福州府海防同知言尚焜、 嘉慶二十二年九月十八日に南台の番船浦に駛抵 (愛) (愛) 分別に造冊し、 査得したるに、 勅書併びに進貢の使臣を迎接して 総督部堂董 抄白の符文・執照と同に詳送し 九月二十一日に人数併びに帯 福州城守営副将安慶 琉球国王尚 (教増) 灝 Q 即ちに是の 本司 海 都通 船一 事魏 Ŏ. 隻 回 詳92

声明す、等の由あり。
題するを候つべし。此の案は、応に撫憲の主稿を請うべし。合併

白の執照は存す、とあり。批を奉けたるに、撫部院の核題するを仰候せよ。繳す。冊・抄

す、等り因あり。北れを奉けたり。を仰候せよ。仍お督部堂の批示を候て。繳す。冊・抄照は存送を仰候せよ。仍お督部堂の批示を候て。繳す。冊・抄照は存送又、巡撫部院史(致光)の批を奉けたるに、察核して具題する

又、恩を体例に籲む等の事の為にす。9、等の因あり。此れを奉けたり。

ず。 疋·綾絹 緞疋・焰硝・牛角・兵器・ 閩に来たる。 交易するを聴すべし。 に批するを奉けたるに、 嘉慶二十二年十月二十四日、 紗羅等の物は、 所帯の銀両は、 惟だ査するに、 査得したるに、 均しく例禁を干せば、 桐油・鉄鍋・黄紅銅器以及び糸繝郷 例として応に開館し、 総督部堂董 史書・黒黄紫阜大花西番蓮 琉球国の進・接貢船隻、 (教増) 収買するを許さ 該夷官の兌買 の、 本司の詳 緞

れば、 准を奉け、 各等の因あり。 二蚕湖糸三千觔の歳買を准さる。 乾隆二十八年 千觔毎に糸一千二百觔に抵扣し、 歳買せる糸觔八千觔の内、 欽遵して案に在り。 Ó 蕳 諭旨を欽奉し、 又 網緞 乾隆三十年の間、 琉球国に其 数に按じて扣除せしむ、 一千觔に改配せんとす の土壌 糸五千觔 前憲の奏

来せる土産の貨物を将て、給示して開館貿易せんことを呈請す。茲に該庁の詳に拠るに、該夷官の請うに拠るに、接貢船内に帯

め、以て体恤を昭らかにすべし。相い応に俯して請う所の如くし、即ちに期を定めて開館貿易せし相い応に俯して請う所の如くし、即ちに期を定めて開館貿易せし

物を串帯し、額を逾えて滋弊するを厳禁す。 を需索するを許さず、 搭して扣抵し、 収買せる糸觔を紬緞に改配するに至りては、 Ų らざる者は、 に按じて摺報せしむ。 仍お飭して憲行を遵奉し、看管の員役に厳飭して留心に稽 (B) 開館の日より始めと為し、 応に買帯するを准すべし。 其の余の氈条・布疋・薬材等の物で例禁の内に在 附近の土棍・奸民の入館し勾通局騙し、 仍お開館の日期を将て先行に通報せしむ。 採買せる貨物を験明ならしめ、 把駅の員弁・兵役の陋規 均しく定額に遵い配

貿易し期を剋して報竣せしめ、 理として合に詳報すべし。 の各項の貨物を将て、員に委して盤験して上船せしめ、 するを許す母からしむべし。 由あり。 を杜ざさしむ。 日に按じて摺報せしめ、 併びに土通事をして交易せる客商の姓名・兌買せる物件を将て 司に送り査考せしむ。 給示して柔遠駅に寔貼して暁諭するを除くの外、 事竣われば該庁に着令して細冊を彙造 伏して察核して批示するを候つ、 并びに飭して夷官等に訳論し、 仍お事竣わるの日を俟ちて、 遣回するを詳請し、 逗遛して貽悞 以て透漏 趕緊に 買う所 等の

て。繳す、とあり。 批を奉けたるに、詳の如く飭遵せよ。仍お撫部院の批示を候

巡撫部院史(致光)の批を奉けたるに、詳に拠り已に悉く

又

り。

いのお督部堂の批示を候て。繳す、等の因あり、此れを奉けたびに趕緊に貿易せしめ、竣報して期に至れば、遣回するを詳請せびに趕緊に貿易せしめ、竣報して期に至れば、遣回するを詳請せい。給示して辦理し、先に開館の日期を将て報査せしめよ。并せり。給示して暁諭するを仰候せよ。仍お歴届の章程に照らし、

る。 卯 に 奉けたるに、 べきは体裁を以てす。 呈進の人、応に弁ずべきは差等を以てし、 君の義にして、 儀制司案呈す。 又 嘉慶二十二年四月十八日、 明年、 鑾輅の時巡に或う。 (図) (図) (図) (図) (図) (図) 二十一貝 朕、 通行せんが事の為にす。 周甲の旬慶に届る。諸臣は雍容揄揚し、合に諸れ天保頌 朕、 嘉慶二十二年四月初九日、 上諭を奉じたるに、 原より以て下情に達して盛典を光かすべし。 盛京を巡幸し祗んで三陵に謁す。 嘉慶二十二年二月二十三日、 前兼署総督部堂王 例として詞章を呈献するを得 国家、 礼部の咨を准けたり。 其の文も亦た応に示す 向きに旬慶の大典に遇 内閣の抄出したる (紹蘭) 歳を越えての己 の 簡 付を 但だ

堂・翰詹科道、 其の文を能くする者は倶に進呈を准す。 に違いて僥倖の者有れば、 りては罷 照らして備進するを准す。 茲に特に期に先んじて通行して告諭す。 斥の人に係れば、 在外の督撫、 各衙門概ね接収するを准さず。 尤も応に越分妄干すべからず。 此の外は概ね呈逓を准さず。 凡そ科甲出身者より倶に一体に例に 在 凡そ宗室・王公の内、 内の満漢の大臣・京 廃員に至 再た近

> り。 此れを奉けたり。 備えて司に行し即便に移行し、 兼署部堂に到る。此れを准けたり。 該衙門に行文して一体に遵照すれば可なるべし、 副うべし、とあり。 に於て裨用有るを期し、 其れ択言は務めて雅正を求め、 進冊する者は、 臣工の進むる所の冊頁は毎人、 甚だしきは人臣対揚の体に非ず。 来進呈せる各冊は往往にして貪多務博、 一体を専らにす。誇多闘靡し、 詞旨は敦厚にして、 毎人祗だ一冊を進むを准すのみ。 此れを欽めり。 朕の返樸還淳、 体裁も亦た復た正大なり。 尤も当に頌して規を忘れず、 或いは詩数首 華にして不寔なるを許す母 朕、 体に欽遵せしむ、 合に就ちに行知すべし。 欽遵して部に到る。 宮中に於て披覧す。 文体を釐正するの至意に 繊巧新奇為るを競うこと 或いは頌賦一章あ 等の因あり。 詩文も亦た各々 等の因あり。 嗣後、 相い応に かれ 旧 節組を 政事

又、恩を体例に籲む等の事の為にす。

け、 批するを奉けたるに、 Ų し趕緊に貿易するを厳催し、 水梢人等の帯来せる土産の貨物は、 嘉慶二十三年五月初四日、 詳報せしめ去後れり。 開館貿易を准さる。 査得したるに、 当即に福防同知に檄行し、 総督部堂董 完竣すれば験明し、 先に経に詳もて憲台の批を奉 琉球国の接貢船 (教増) O, 造冊 遵照して稽察 本司 丙の官伴 して取結 の詳に

産の貨物并びに官伴の随帯せる銀両は、嘉慶二十二年十月二十日茲に署福防同知言尚焜の詳報に拠るに、接貢船内に帯来せる土

に開 十七日に離駅登舟す 館貿易し、 本年四月二十一日に至りて完竣す。 即ちに四月二

名なり。 跟伴屋麻城一名は報故するを除くの外、 玉 又 附搭し、 て京回せる官伴二十員名を附搭し、 夷泉崎村即ち宮多郎の船内に派撥し引導として遣回せるを除き、 を除き、 梢肥加• [桂の船内に派撥し引導として遣回せるを除くの外、 所有の接貢船上の官伴 水梢仲村渠・高江洲二名は、 通共して回国する官伴・水梢は統計するに一百一十二員 燃城一名は報故するを除くの外、寔在の官伴一十五員名を 「愛」 長嶺二名の病故するを除き、 水梢玉城・小嶺二名は、 ・水梢は原報の共に八十九員名の内、 浙江太平県より送到せる難夷鄷 又 又 連江県より送到せる漂風難 前年進貢せる存留官伴の 接貢の存留官伴六員名 前年進貢し 水

て験明 此の時、 呈送して案に備えしむるを除くの外、 るを査照するに便ならしむべし。 るを候ち、 将て情に拠りて詳請し、 に飭令して験明し、 現に夷官の呈報に拠るに、 相い応に前年の例に体照し、 另に詳もて題するを請う、 行期緊迫し、 以て給咨して該国王に備移し、沢に乗じて遣発回 員弁を派撥して護送出洋せしめ、 貨物の冊・結を備造し、 未だ稽遅して風沢を悞るを致すに便なら 伏して察核して迅やかに即日に批 四月二十七日に定めて離馹 先行に詳明して咨を請い、該庁 等の由あり。 該庁に行令し、 合に拠送せる花名の数冊を 長27 司に送りて另文もて 行回 聞安協と会同 国 0) 日期を取る 登舟す。 示を賜 国 す

批

と会同して験明し、 て遣発回国するを査照せしめよ。 国 批を奉けたるに、 0 日期を取り具詳して題を請え。 員弁を派撥して護送出洋せしめよ。 詳の如く給咨し、 并びに福防同知に行 該国王に備移し、 并びに撫部院の批 して閩安協 仍お長行 沢に乗じ 示を候

て。

線え

冊は存す、

とあり。

口

ば、 びに福防庁に拠りて送到せる貨物の冊 詳して題を請え。再び遅延する母かれ。 に迅速に例に照らして詳辨し、 せざれば、 擱するに係るや否や。 も尚お未だ具詳せざるや。 しく四月二十七日を択びて登舟す。 庁に行令し、 該国王に備移し、 て察査せしめよ。 示を候て。 又 応に即ちに放洋せしむべし。 仍お船内の貨物を将て盤験して清楚ならしめ、 巡撫部院史(致光)の批を奉けたるに、 豈に遅悞せざらんや。 激す。 閩安協と会同して員弁を派撥して護送出洋せしめ 難番仲村渠等の各起の船隻に至りては、 汎に乗じて遣発回国するを査照せしめよ。 冊は存す、 該夷人登舟するの後、 是れ庁胥の玩延するか、 等の 并びに長行回国 而も該司、 仰即ちに査明して具覆し、 何を以て、遅れて今日 因あり。 ・結は前来す。 速速たれ。 尚お未だ詳報し給咨 此 詳の如く給咨し、 れ の日期を取 たび風沢に を奉け 抑も司書の 造冊し呈送し 仍お督部堂 いたり。 既に均 1単し叙郷 に至る 福防 遇 并

に貴国 るべき者なり 茲に遣発回国の期に当たり、 王に備咨す。 請煩わくは査照施行せられよ。須らく咨に至 合に就ちに移知すべし。 此 れが為

計、移送せる冊一本あり

右、琉球国中山王尚(灝)に咨す

嘉慶二十三年(一八一八)五月初四日

注*本文書の咨覆は〔一二五-〇四〕である。

- (2)接回 受け取って帰る。引きつれて帰国する。
- (3) 貴国王の咨 〔一二二一〇一〕。
- (4)案照 前の案件に照らし。(根拠とすべき)公文書によれば、の(4)案照
- 王爵。 主族・王族の自称。琉球国王の位は皇帝から与えられた(5) 本爵 皇族・王族の自称。琉球国王の位は皇帝から与えられた
- (6) 貢典 朝貢についてのきまり。
- 進貢などの際に用いられ、それ以外は奏本が用いられた。(7)表章 皇帝に奉る表文や奏本で、朝貢国では表文は謝恩・慶賀・
- う。 (8) 両院 総督と巡撫が都察院の職名を兼ね有することからい地方行政の最高官。巡撫は省の長官。「両院」の「院」は都察院の、 両院 総督と巡撫。総督は一省ないし数省の民政・軍務を掌る
- 告して指示を受けるための文書。(9) 転詳 詳を上司へ取りついで報告すること。詳は上級官庁に報
- (10) 起送 出発する。
- (11) 聖禧 天子の幸福

- (12)叩祝 「叩」は叩頭の意。皇帝の御前でひざまずき、頭を地面に(12)叩祝 「叩」は叩頭の意。皇帝の御前でひざまずき、頭を地面に
- (4) 坐駕 坐は(すわって)乗る。駕は操縦する。
- (15) 欽賜 天子から賜う。恩賜。
- (m)京回 都より帰る。ここでは北京から福州へ戻ること。
- (17) 王士惇 久米村系王氏。瀬名波親雲上。嘉慶二十一年進貢の都の(17) 王士惇 久米村系王氏。瀬名波親雲上。嘉慶二十一年進貢の都
- (3) 存留通事 進貢・接貢の際に使者に随行して中国に渡り、福建(3) 存留通事 進貢・接貢の際に使者に随行して中国に渡り、福建
- (3) 鄭択中 神山親雲上(『家譜(二)』四四一頁、孫光裕の譜)。久(3) 鄭択中 神山親雲上(『家譜(二)』四四一頁、孫光裕の譜)。久
- (20) 遠人 首都からはるかに離れた遠方の人々。地の果てに住む

21

するなり。遠人を柔げ、諸侯を懐くるなり」とある。を尊ぶなり。親を親しむるなり。大臣を敬するなり。群臣を体を尊ぶなり。親を親しむるなり。曰く、身を修むるなり。賢天下・国家を為むるに、九経有り。曰く、身を修むるなり。賢遠方の琉球を思いやって懐けること。『礼記』「中庸」に「凡そ懐柔 思いやり懐けること、帰順させること。「遠人を懐柔」は

- (22) 至意 誠意。まごころ。
- (23) 仰体 仰いでしっかり受け止めること。
- (24) 早汛 陰暦五月以前に吹く航海に適した季節風のこと。
- (25) 返棹 帰国する
- (26) 驚濤の虞 驚濤は恐るべき荒波。荒波が激しくなる恐れ。
- (27) 咨達 咨文を送達する。
- (28) 察照 明察する。つまびらかに知る。明らかにする。
- (23) 等の因あり 引用文の終りを示す語。ふつうは上級または同級
- (30)此れを准けたり 「准此」は同等機関からの文書を受け取ったこ
- (31) 檄 上級機関からの指令の文書。
- (32) 探護 探索して護送する。
- (3) 兼署巡撫部院 総督が福建巡撫を臨時に兼務していること。
- 二十二年閩浙総督となる(『清史稿』巻三五七、列伝一四四)。使となる。その後安徽巡撫、陜西巡撫、広東巡撫などを経て、年(丁未)の進士。嘉慶五年四川按察使となり、九年四川布政江蘇上元の人。乾隆四十五年、南巡の挙人(召試)。五十一(3)董(教増) ?~道光二年(一八二二)。字は益甫。諡は文恪。
- (35) 憲牌 上司の指令・通達文書。憲は上官への尊称。
- 官(『(光緒)清会典』巻四五)。署は代理。(36)署閩安副将(福建水師提督下に閩安協があり、副将はその指揮
- 嘉慶二十二年の署閩安副将(『清代官員履歴檔案全編』)。(37) 陳元標 福建の人。嘉慶二十年二月題補提標中軍参将となる。
- (38) 督部堂 総督。ここでは董教増。この時期福建巡撫を兼務して
- 増の指令、またはそれを記した文書。(3) 憲檄 檄は上級機関からの指令の文書。ここでは福建巡撫董教

- (40) 着令 命令する。
- (4) 本幫 幫は仲間、組織の意。ここでは署閩安副将陳元標の属す
- (42) 督帯 監督して引率する。
- (43)職 ここでは卑職の意。わたくし。
- 属する督標・撫標が設けられた。ここでは、閩浙総督直属の海(44)標 総督直属の軍隊のこと。清代においては、総督・巡撫に直
- 役人。ここでは緑営の官兵か。組織における最小の単位で、千総・把総等が率いる。弁は員弁、汎弁(洪は緑営(漢人のみで編成し治安維持に当たる軍)の軍

軍のこと。

巡緝 巡察緝捕のことで、巡回して犯罪者を捕らえること。

46

- (47) 分飭 各関係部署に訓令を発することか。
- (48) 留心 注意すること、気をつけること。
- (5) 張啓明 嘉慶二十二年の護左営都司
- 把総の順で武官職がおかれた。 水師は中営・左営・右営の三営に分かれ、遊撃・守備・千総・(51) 署中軍守備 中軍営務処の守備。署は代理。清の軍制の武官で、
- 陳登貴 嘉慶二十二年の署中軍守備

- り締まりを行った。(53)亭頭汛 閩江県亭頭郷に置かれた緑営。通行する船の監督・昭
- (4) 外委 定員外に任命した役人のこと。
- (55) 蔡長青 嘉慶二十二年の亭頭汎外委

- 56 雲上。 蔡修 間地頭職を授かる(『家譜(二)』二六九頁)。 貢二号貢船の大通事を務めた。嘉慶元年家統を継ぎ小禄間切儀 に赴き、 都通事、 久米村系蔡氏 乾隆四十二~道光十二年(一七七七~一八三二)。 五年帰国。嘉慶二十二年接貢の存留通事、 道光二年中議大夫に陞る。 (儀間家) 十六世。 嘉慶二年読書習礼のため聞 嘉慶五年通事、 道光四年進 十三年 儀間親
- 人。人伴はその従者。(57) 官伴 官員・人伴の略。官員は正使などの職務についている役
- (58) 水梢 水夫。船乗り。
- 島、白犬列島方面のことか。(5)四嶼洋面(四つの島嶼群のことか。ここでは、媽祖列島、東沙(5)四嶼洋面(四つの島嶼群のことか。ここでは、媽祖列島、東沙(5)
- 州市連江県に置かれた緑営の駐屯地。(の) 定海汛 福建省福州府の西部に位置している。現在の福建省福
- (61) 把総 清の武官。緑営の最小編成単位である哨の指揮官。
- (62) 陳忠義 嘉慶二十二年の定海汎把総。
- (3) 虎に進み 五虎門に進むこと。
- (4) 移交 引き渡すこと。引き継ぐこと。また引き渡された文書。
- (65)接護 受け取って護送する。護送の任務を引き継ぐ。
- (66) 前来 送って来る。持って来る。到来する。
- (67) 兵目 兵の頭目。軍官。
- (8) 管帯 管理して随行することか。
- (69)小心に 注意深く。慎重に。細心の注意を払って。
- こで停泊し、閩安鎮の官吏の検査(会験)を受けた。 | 怡山院天妃宮のあった所。怡山院に到着すると進貢船は一旦そ(つ) 亭頭怡山 | 亭頭は閩侯県亭頭郷。海防の要衝である閩安鎮近く、
- (71) 江干 岸辺、川沿い
- (72) 抛泊 いかりを下ろす。
- (73)理として合に~べし 規定上当然…すべきである。

- (75) 転報 とりついで報告する。
- 飭行 命令を発する。命じて実行させる。

- (77) 目兵 兵目に同じか。兵卒中の小頭領か。
- を作成して、の意。(28) 牌を備え 牌は地方の上級機関から下級機関へ送る命令書。増
- 司に行し 司は布政使司。布政使司に送る。

79

- の長官である知府の指揮を受けた。 防備などを管轄した。その長は海防同知または海防通判で、府(8) 福防庁 福州府海防同知庁の略。福州府の下部機関で、沿岸の
- (81) 転行 上司の命令を受け取って関係機関へ転送して通知する。
- 趣旨を了解し、それによって事務を処理することをあらわす語(82) 査照 調べて承知する。うけとった文書の内容をよく検討して
- (83) 内港 外洋とは隔てられた港内

(「用語解説」参照)。

- (8) 帯進 つれすすむ。一緒に進む。
- 総・把総等が率いる。(85) 営汛 営は緑営。汎は緑営の軍組織における最小の単位で、エ
- 験明 検査して明らかにする。会験明白の略
- (8) 安頓 落ち着かせる。安挿と同じ。

87 86

館駅

福州にある琉球館を指す。正式には柔遠駅と言う。

- (8) 辦理 処理する (こと)。
- 詳報 詳文で上級官庁に報告する。

90

六部の侍郎をいい、堂は堂上官の略語。各省の総督にも尚書の長官(『清国行政法』第一巻下、三一~四〇頁参照)。部堂は、(91)総督部堂 総督は複数省の民政・軍務を掌る地方行政の最高の

- 銜(官位)を加えたので、部堂といった。
- 文書に総督が指示をすること。 に上級機関が批(指示)を入れること。ここでは布政司からのに上級機関が批(指示)を入れること。ここでは布政司からの(2)詳 上級機関の指示を仰ぐため、下級機関から上級機関に報告
- り」とすることがある。
 の言字案』では、題本・詳によくみられる。文末に「案に在る。『宝案』では、題本・詳によくみられる。文末に「案に在に関する自己の見解を上司に具申するとき、文章の冒頭に用いるの主管の官が保存書類などの調査結果に基づいて問題の案件(3) 査得 調査したところ、それによれば、の意。官庁の所属部(3)
- (4) 率領(隊伍や集団を)率いること。
- (95) 閩 福建省の別名。
- 船浦が使用されるようになったのは嘉慶末以降からである。を結ぶ大万寿橋の河口部にある中洲にあった。停泊所として番(タア)番船浦 閩江沿いにある外国船(番船)の停泊所。福州と南台
- (8) 駛抵 航行して到る。
- (%)福州府海防同知庁の長官。(%)福州府海防同知(福州府の下部機関で、沿岸の防備などを管轄
- | 慶二十二年には署福防同知(『(同治)福建通志』巻一〇八)。||(⑪) 言尚焜 ||江蘇鑲熟の人。挙人。嘉慶十三年閩県知県となる。嘉
- を分守する緑営の長官(『清代地方官制考』参照)。(回) 福州城守営副将 閩、侯官、古田、屛南、閩清、永福の各区県

- 103 船には南台で納税させた(『清代地方官制考』 の後南台、 州将軍が兼ねていた。福建では初め漳州に海関が設けられ 閩海関 五虎門から入ってくる船には閩安鎮で、 福州城外の南台島におかれた税関。 厦門、 泉州、 涵江、 安海、 銅山、 参照) 福建から出ていく 閩海関の管理は福 閩安鎮などに置か そ
- 騎校として名がみえる。驍騎校は清代の八旗の武官。(⑷)希霖布 嘉慶二十二年の閩海関委員。『選編』では南台口税務驍
- ~ 1.。(⑴)会験 会同盤験の略。合同で検査する。立ち会って点検するこ
-)安挿(落ち着かせる。配属する。

- (10) 造冊 帳簿や人名・貨物等のリストを作成すること。
- (18) 抄白 写しをとる。文章の写し。控え。
- 場合は頭号船と二号船それぞれに発給された。 乗組員の氏名・人数、積載荷物と数量などを明記した。進貢の則として一船につき一通を給付し、派遣の理由と目的地、使節・(10)執照 琉球国王が外国に出航する船ごとに発給した証明書。原
- (山) 清冊 リスト。明細。目録。
- (11) 転造 他機関からの報告にもとづいて作成すること。
- する。(「「お機関から上級機関への公文書)と一緒に送付(13)詳送(詳文(下級機関から上級機関への公文書)と一緒に送付
- (11) 撫憲 巡撫。憲は憲台(地方に駐する高官の尊称で、総督・巡
- (⑴)主稿 主稿官。主となって草案をつくること(『六部成語注解』)。
- と。いくつかの事柄をあわせて言明する。(16)合併声明 「声明」は言明する、公言して意志を明らかにするこ

- (江) 等の由 引用文の文末におく語。下行文の引用に用いる。
- (以下のような指示であった)の意。答を与えること。「批を奉けたるに」は、指示を受けたところ、告・申請などに対し、(多くは書面で)何らかの決定・指示・回(18)批 上級官庁が下級官庁から、または官庁が民間からうける報
- (11) 核題 調べて題奏する。
- (1) 似 の これでは、 つまら ことを見てて などし、 つしに (意見を)うかがう、の意がある。 (20) 仰候 仰いで指示を待つこと。「仰」は指示を求める、「候」は
- (22) 冊 帳簿、帳面。物品リスト。 に批(指示)をつけて返送する時、その批の末尾に用いる用語。 (21) 繳す かえす、返還するの意。上級機関が下級機関からの文書
- 二十五年雲貴総督、道光三年都察院左都御史となる(故宮博物院図二十二年から二十四年まで福建巡撫を勤めた後、雲南巡撫を経て年の進士第一人。嘉慶十九年雲南按察使、貴州布政使を経て、嘉慶(23) 史(致光) ?~道光八年(一八二八)。浙江山陰の人。乾隆五十二
- (⑵)察核 取り調べること。文書などを詳細に調査すること。

書文献館「伝稿」)。

- 司の指示。ここでは総督部院の指示。(⑵)批示 批と同じ。下級機関から提出された文書に付記された上
- (26) 抄照 | 執照の写し。「抄」は写すこと。
- 関係部署へ送る、の意。(22) 存送 同一文書の写しの一部を当該機関で保存し、他の一部を
- に進貢の使節を出迎えるという名目で、船が福州に派遣されない年なっていたが、十七世紀後半に到って進貢船が派遣されない年、一、統立て恩恵を賜ることを要請する、の意。 (23) 恩を体例に籲む 体例はきまり、規範。規範化されている慣例(28) 恩を体例に籲む 体例はきまり、規範。規範化されている慣例

- 船」と呼んだ。 た。これを「接貢」と呼び、そのために派遣される船を「接貢
- (30) 兌買 売買。兌は売り渡す、の意。
- (31) 史書 歴史の書物。史籍。

132

- いう。 (時計草)。花弁が時計のように放射状に開いているところから帝王の色、阜は黒で、朝服の色である。西番蓮はトケイソウ帝王の色、阜は黒で、朝服の色である。西番蓮はトケイソウ泉縁を施した絹織物のことか。黒・黄は天地の色、紫は神仙・泉紫阜大花西番蓮緞疋 黒・黄・紫・阜色の大きな花模様の
- (13) 焰硝 火薬。硝石。
- (134) 牛角 牛の角。
- 物に数えられている(『選編』一一頁)。(35) 桐油 オオアブラギリの種子からとる油。乾隆年間には違禁貨
- いずれも貴重だった。 銅(銅)は琉球の進貢品の一つでもあり、黄銅は精錬が難しく類に 黄紅銅器 黄銅や紅銅の器。黄銅は銅と亜鉛の合金(真鍮)、紅
- (37) 糸綢 絹織物のこと。
- (38) 綾絹 あや織りの絹。あやぎぬ
- 感のある布のこと。 (39) 紗羅 紗も羅もともに薄絹、または布面に隙間をもたせた透け

条例・規則などに記されている禁止条項

(41) 収買 購入する。

140

- とある(『(光緒)清会典事例』巻五一一)とある。 「准其歳買、土糸五千觔、二蚕湖糸三千觔、用示加恵外洋至意(2)乾隆二十八年の間、論旨 乾隆二十八年(一七五九)の論旨。
-)土糸 手繰りの生糸。ここでは中国産を指す。

- (4) 二蚕湖糸 浙江省湖州で夏季に産する生糸。
- (45) 歳買(年間額を定めて購入すること。

- 146 前憲 李因培をさす。 前任の総督・巡撫。ここでは乾隆三十年当時の福建巡撫
- 148 147 奏准 上奏して皇帝の裁可を得る(こと)。
- 糸觔 生糸。
- 149 綢緞 あるものを言う。 紬緞とも。 綢 紬 も緞も絹織物。 綢は紬、 緞は厚みの
- 150 改配 に代えること。 一定の換算率で甲を乙に代える。 ここでは生糸を絹織物
- 151 抵扣 あてて差し引く。換算して差し引くこと。
- 152 扣除 名簿から名を抹消する。 差し引くこと。抹消する。ここでは冊に記した乗組員の
- 給示 指示を与えて。
- 154 153 呈請 提出して要請すること。
- 155中国産品を売買した公許の貿易 開館貿易 福州琉球館において琉球から持参した銀や積載品と
- 156 体恤 相手の身になって考えて行う、 あわれむ。
- 上司の命令。
- 遵奉 したがいまもる。遵守。
- 160 159 158 157 看管の員役 監視の役人。
- 厳飭 きびしく命じること。飭は命令すること。
- 稽察 治安保護のため官兵を派遣して巡察させること。
- 採買 購買。 選んで買うこと。
- 165 164 163 162 161 公文書で報告する。
- 配搭 船に載せること。
- 抵扣に同じ。 差し引いて充てる。
- 166 毛氈。 毛布。 ベッドに敷く羊毛製の絨毯
- 167 購入し携帯する。
- 把駅の員弁 琉球館の警備役人。

- 169 陋規 法に徴収する手数料。 給与以外に受領する収入をさす。 賄賂。 広義では、 公人が公務について法律で定められた 官吏が種々の名義を設けて不
- 170 需索 不法な手段でねだる。 強要する。
- 171 土地の棍徒(無頼漢)。
- 172 狡猾な人民。

- 勾通 ぐるになる。 結託する。 結託・共謀する。
- 174 巧妙に他人の財物を詐取する。
- 175 紫阜大花西番蓮緞、並一応違禁兵器、 礼部の 交易を禁じられた物品。 「朝貢、禁令一」に「凡外国貿易、 『(光緒) 焔硝牛角等物」とある。 清会典事例』 不許収買史書、 巻五一一、
- 176 串帯 ぐるになって持ち出す。
- 177 額を超えて。 額を逾えて 「額」は貿易が許可された定額 (年間購入額)。 定
- 178 滋弊 弊害が生じること。 問題を起こすこと。
- 179 客商 ここでは琉球館付きの御用商人を指す。 球商ともいう。
- 180 細冊 明細書
- 181 彙造 一つにまとめる。
- 182 検証して調べる。

183

通訳して諭す。

- 184 趕緊 急ぐこと。ただちに。
- 185 終了を報告すること。
- 186 詳請 ここでは布政使から総督へ公文書で要請すること。 詳文(下級機関から上級機関への公文書) で要請するこ
- 手間取る。 遅れる。

- 188 訊問し、 関口・津渡を通行する者に対して、 荷物を検査すること。盤詰査験の略 その身分・用向等を
- 189 透漏 手落ち、

- 190 柔遠駅 福州に設置された琉球使節の宿泊所。琉球館ともいう。
- 191 寔貼 告示などを掲示すること。
- 192 暁諭 はっきりと教えさとす
- 193 程は法式。(規則などの)法式を記した文章。
- 194 飭遵 命じて指示通りに実行させる
- 195 報査 調べて報告させること。調査して報告すること。
- 196 竣報 終了したことを報告すること。
- 197 文章を送って通知する。
- 199 198 箚付 三七』巻三五九、列伝一四六·故宮博物院図書文献館 福建南屛知県、閩県知県、福建布政使などを経て、嘉慶十九年 王. 福建巡撫となるも二十二年汪志伊の罷免に伴い解職 (紹蘭) 訓令文。上級官庁から下級へ行移する文書であるが、上 字は南陔。 浙江蕭山の人。 乾隆五十八年の進士。 (『清史稿 「伝包」)。
- 200 儀制司 司がその所属の下級衙門に給することが多い。 礼部の四清吏司の一つ、儀制清吏司のこと。 朝儀・ 冠
- 201 旬慶の大典 服・宗室の婚礼・学校等の事務を分掌する。 嘉慶帝の六十歳の誕生日を祝うめでたい儀式。 旬
- は十日、 隆二十五年(一七六〇)生まれである。 あるいは十年をひとまとまりとしたもの。 嘉慶帝は乾
- 202 車。 鑾和(天子の車に附ける鈴)の附いた車。 天子の乗る馬
- 203 時巡 年毎に春は東、夏は南、 皇帝が時を以て地方を巡視すること。 秋は西、 冬は北を巡ったことからいう 周代、 天子が十二
- 205 204 臣工 贈呈する。 群臣百官。 工は官。 献呈する。
- 20è 盛京 民共和国 位置し、 現在の遼寧省の省都瀋陽のこと。 南西部は黄海と渤海に面し、 (北朝鮮) と接する。 清朝の初代皇帝ヌルハチの時 南東部は朝鮮民主主義人 遼寧省は中国東北部に

- として奉天府といい、 遼陽の京城から瀋陽へ遷都して盛京と改称、 天将軍を置いて軍事を統括させた。 行政長官として府尹を置くほか、 北京遷都後も陪都 別に奉
- 三陵 と言う。 の墓である福陵、 清の太祖ヌルハチ以前の祖先の墓である永陵、 太宗ホンタイジの墓である昭陵をさして三陵 ヌルハチ

- 周甲 満六十歳。 還曆
- 雍容 やわらいだ姿。 温和な容貌
- 210 209 208 揄揚 褒めそやす。
- 211の。 る 詩序には「天保は、下の上に報いる也。君能く下に下して以て 其の政を成せば、 什・天保」に「天保定爾、亦孔之国」とある。また、「天保」の うにと皇帝を褒め称えること。天保は『詩経』「小雅・鹿鳴之 天保頌君 天の保佑により皇帝の地位が安定し、 頌は文体の一つで神明・人君などの盛徳をほめたたえるも 臣能く美を帰して以て其の上に報ゆ」とあ 安寧が続くよ
- 下情 しもじもの様子、 庶民の実情
- 214 213 212 盛典 盛大な式典
- 体裁 詩文の格式。 体制 (詩文の体裁) と剪裁 (文章を練るこ
- 215 宗室 顕祖宣皇帝の直系子孫をいう。 皇帝の一 族。 満洲王朝の創始者たる太祖ヌルハチの父・
- 男爵)。 王公 諸侯。 王(親王・郡王)、 公(公爵・侯爵・伯爵・子爵

- 満漢の大臣 満洲人・漢人の各大臣
- 218 217 京堂 京官 (京師に在勤する官吏)のこと。
- 219道の御史をいう。 翰詹科道 翰は翰林院、 詹は詹事府、 科は六科給事中、 道は各

- 220 科甲 科挙のこと。
- 22ì 備進 準備をする。献上する準備をする。
- 223 222 廃員 呈逓 官職を廃止された者。 差し出す。進呈する。
- 224 罷斥 罷免すること。
- 227 226 225 越分妄干 分限をこえてみだりにおかすこと。
- 僥倖 役所。 思いがけぬ幸せ。 公的機関。
- うとすることをいう。「務博」は「務得」の誤りか。あるいは広 務めることをいうが、後に物事に貪欲で多くを求め多くを得よ 貪多務博 に「貪多務得、細大不捐」とあり、本来は知識を多く得ようと (多く) 得ようと務めるの意か。 貪多は多くを貪る、 欲を深くする。 「韓愈」 「進学解
- 229 か。 巧新奇為るを競う」は冗漫、 繊巧新奇 繊巧は細かく巧み。精緻。 過剰で奇を衒うことを競う、 新奇は新しく珍しい。 の意 繊
- 230 対揚 帝の意を人臣に向かって宣揚する体をなしていない、との意か。 揚する。「人臣対揚の体に非ず」は、 君命にこたえてその意を天下にあらわす。 (近来進呈される冊は)皇 民に向って宣
- 231 頌賦 賦は比喩などを用いずありのままによむ詩の叙述法のこと。 頌と賦。 頌は人君の盛徳をほめて神に告げる祭りの詩。
- 232 情に厚い。篤実。誠実。
- 233 也」とある。 誇多闘靡 「送陳秀才序」に 自らその宏博なことをほこり、 「読書以為学、 纘言以為文、 美をきそう。 非以誇多而闘靡 韓 愈
- 択言 言葉を選ぶこと。
- 235 234 23è 裨用 雅正 みやびやかで正しい。 役に立つ。為になる。

- 237 原始的で誠実であり質素で温厚な社会気風の回復。 返樸還淳 樸に返り淳に還る。 樸・淳はすなお、飾り気がない。
- 238 治め正す。 あらためただすこと。 改正。革正。
- 行文 文書を送ること。
- 240 239 遵照 指示に従う。
- 241 司からの命令文書を付して、 箚を備え 箚は上級官庁から下級官庁へ送る公文書のこと。 の意 上
- 243 242 同等機関に移文を送って知らせること。
- 上司に対する尊称。 は閩浙総督のこと。 皇帝に任命されて地方に駐する高官の尊称。 清代では総督・巡撫に対する呼称。ここで 下級官吏の
- 檄行 指令を送る。檄は上級機関からの指令の文書。
- 厳催 きびしく促すこと。
- 246 245 244 完竣 完了する。 おわる。
- 247 248 取結 去後れり 結 (保証書)を作成すること。 「去後」はある事件が完了したことを示す用語。「~

しおわれり」と読む場合と、「~せり、

その後~」と読む場合が

250 249 離駅登舟 駅 (柔遠駅) を出て船に乗る、 出航すること。

ある (「用語解説

|参照)。

- 原報 当初の報告。
- 251 連江県 口に接する。 福州府連江県。 台湾海峡に面し、 県の南端は閩江 一の河
- 附搭 今は温嶺県と改める。 搭載すること。

252

引導

水先案内

253

太平県

浙江省台州府に属する。

浙江省東部沿海のほぼ中央、

- $\widehat{255}$ 254 従者。
- 256亡くなったことを報告する。

- 259 258 257 寔在 実際に。実際の。
 - 通共 まとめて一緒に。
- 統計 集計する
- 260 呈報 る。 またその文書 呈文(下級機関から上級機関へ提出する文書)で報告す
- 稽遅 遅延する。
- 262 261 風汛 夏の季節風 発船に適した季節風。 ここでは琉球への航海に有利な初
- 266 265 264 263 体照 参照する。
 - 詳明 詳文で事情を説明する。
 - 飭令 命令する。命じてさせる
- 冊·結 結 は積載した貨物の数量についての証明書をいう。 (証明書・保証書)。「冊_ 細冊 (明細書)または清冊 」は主として帳簿の類をいい、 (貨物・人名リスト) と甘
- 備造 作成する
- 呈送 呈文を送る。
- 案に備え 案(書類)を記録して。 登録して。
- 拠送 証拠として送ること。
- 花名 登録人名。人名リスト。
- 給咨 咨文を発給すること。
- 274 273 272 271 270 269 268 267 沢に乗じて 移文(移は同等機関に送る公文書)を準備して 沢は季節風のこと。ここでは季節風に乗っての意
- 275 行令 下級機関に文書で命令、指示すること(「用語解説」参
- 276 閩安協 閩安協副将のこと。閩安鎮に駐し、 海防を担当した。
- 277 福建の護送船が五虎門沖まで送り、 長行回国は港を離れ遠洋航海して帰国させることである。通常、 長行回国の日期 長い航海をして帰国するための出発の日付。 出発したのを見届けて布政

- 北の沖合までは福建の海上警備の海域であった。 司に報告する。 その間一ケ月以上かかることもあった。 五虎門
- 278 取具 受け取って保管する。
- 279 題を請え いた文書 (題本) をしたためて上奏するように、の意 題は上奏文の一つ。上級の諸機関が公事の上奏に用
- 280 くこと。 冊は存す ₩ (帳簿、 物品リスト)を手元に保管、 保存してお
- 清楚 明らか。 はっきりとしていること。
- 283 282 281 察查 調査し明らかにする
- 胥吏のこと。下級官吏。下役
- 玩延 延引する。怠慢。
- 285 284 司書 書記。 文書を作成する下級役人か。
- 286遅擱 れている、 擱は、 の意か。 中断する、 遅延する、 手間取る。 (文書作成が)
- 287 海に出る。出航する。
- 288 遅悞 遅れて予定の期日に間に合わない。
- 290 289 具覆 查明 文書で回答する。返事する。 調査して明確にすること
- 詳しくわきまえ知る。
- 292 291 と 詳は上級官署に出し指示を仰ぐ公文。詳文を作成するこ
- 293 文書の内容の速やかな処理を命ずる語 速速たれ 速速、 は上級より下級への文書の末尾に記し、 その
- 294 同じ。 移知 同等機関に公文書を送って知らせること。 移会、 移行も
- 答文を作成する

296 移送 機関の間で交換する文書(「用語解説」 移文と一緒に送付する。移文は同等の 一参照)。 統属関係にない

遅